

地域医療を守る医療機関に対して、事業と経営維持のため、診療報酬の期中改定を求める意見書

今、医療機関の経営困難は深刻化し、事業存続の危機にあります。医療機関の経営は、2024年度診療報酬改定後も、物価高騰と職員の賃上げ、処遇改善等への対応など、大幅な診療報酬の引き上げが必要であったにもかかわらず、社会保障関係費の自然増の圧縮と医療費抑制策が押しすすめられた結果、連続した実質マイナス改定が続き、医療機関の経営は厳しく圧迫されています。帝国データバンクの報道でも2024年の医療機関の倒産は64件と過去最高を記録、今年度も高水準で推移しています。このままでは、医療機関の事業運営ができず、地域医療の維持が困難になる状況です。

6つの病院団体（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は3月に「2024年度診療報酬改定後の病院経営に関する緊急調査を行い、病院をはじめとする7割を超える医療機関が減益となり、事業・経営を維持していくための最低限の手当さえもされない不十分な改定になったこと、その結果、医療機関の経営、資金繰りが急速に悪化、とりわけ、6割を超える医療機関が深刻な経営困難に陥っていることが明らかになりました。地域医療を支える医療機関からは、診療報酬の水準が現場の実情に見合っていない等の声が多く寄せられています。

この訴えに呼応して、全国の地域の医療機関が声をあげ、診療報酬の期中改定と補助金等の財政措置・支援を求めた団体署名は全国で1133医療機関から寄せられています。各地域で地域医療を守るため、診療報酬の引き上げ、緊急の財政支援策を求める自治体からの要望が国に上がっています。

今、医療機関は経営困難、地域医療の危機、人材不足、物価高騰といった複合的な問題を抱えています。これらの課題に対処するためには、医療機関の収入の主要な源泉である診療報酬の期中改定が必要です。

よって国におかれましては住民のいのちと健康を守る、地域医療を守るため、下記事項について強く要望します。

記

- 1 地域医療を守る医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰、働く職員の賃金・処遇改善に適切に対応できるよう、診療報酬の期中改定をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月25日

長野県岡谷市議会議長 吉田 浩